



第 6 章

目標値とサービス見込み 【第3期江東区障害児福祉計画】



1 令和8年度の成果目標の設定

第3期障害児福祉計画では、障害児通所支援等の提供体制を確保するため、第2期計画での実績や本区の実情を踏まえ、国の基本指針に沿って成果目標を設定し、取組みをさらに推進していきます。

国の基本指針において基本とする成果目標は以下のとおりです。

- ・ 児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、令和8年度末までに、児童発達支援センターを少なくとも1か所以上設置すること。また、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、令和8年度末までに、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築すること。
- ・ 重症心身障害児が身近な地域で支援を受けられるように、令和8年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を少なくとも1か所以上確保すること。
- ・ 医療的ケア児等が適切な支援を受けられるように、令和8年度末までに、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置すること。

【障害児支援の提供体制の整備等実績】

項目	実績
児童発達支援センター	3か所設置
保育所等訪問支援	3か所で利用できる体制を確保
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所	児童発達支援事業所4か所 放課後等デイサービス事業所6か所
医療的ケア児を支援するための関係機関の協議の場	設置
医療的ケア児等に関するコーディネーター	6人配置

※児童発達支援センター及び保育所等訪問支援は、都立施設を含めています。

【障害児支援の提供体制の整備等目標】

項 目	目 標
児童発達支援センター	3か所 ※設置数は現状維持。
保育所等訪問支援	4か所で利用できる体制を確保
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所	児童発達支援事業所4か所 放課後等デイサービス事業所6か所 ※箇所数は現状維持。計画期間中の状況を見て検討する。
医療的ケア児を支援するための関係機関の協議の場	医療的ケア児支援連携会議を年2回開催
医療的ケア児等に関するコーディネーター	10人配置

※児童発達支援センター及び保育所等訪問支援は、都立施設を含めています。

2 サービス必要量の見込みと確保のための方策

障害児通所支援及び障害児相談支援の種類ごとの必要なサービス量について、障害児通所支援等の利用実績やサービスの利用意向等地域の実情を踏まえ、令和6年度から令和8年度までの各年度における見込みを設定します。

(1) 障害児通所支援

児童通所系サービスは、児童福祉法に基づく事業として位置づけられ、以下の4事業が提供されています。

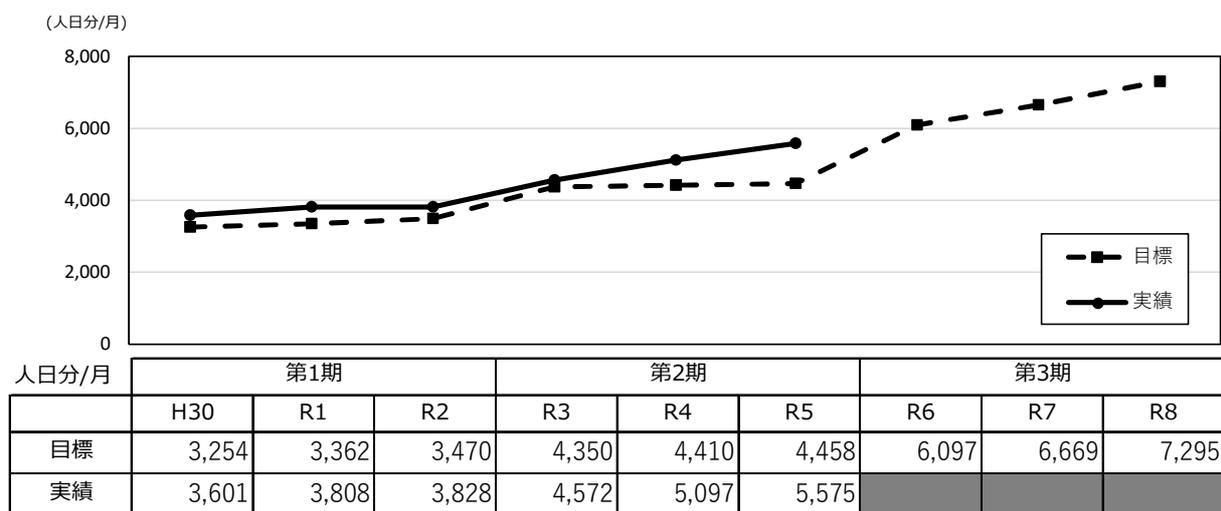
- ① 児童発達支援 ② 放課後等デイサービス ③ 保育所等訪問支援
- ④ 居宅訪問型児童発達支援

① 児童発達支援

療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障害児や、肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援が必要であると認められる障害児に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援及び必要な治療を行います。

【見込量の考え方】

これまでの実績と傾向をもとに必要量を見込みます。



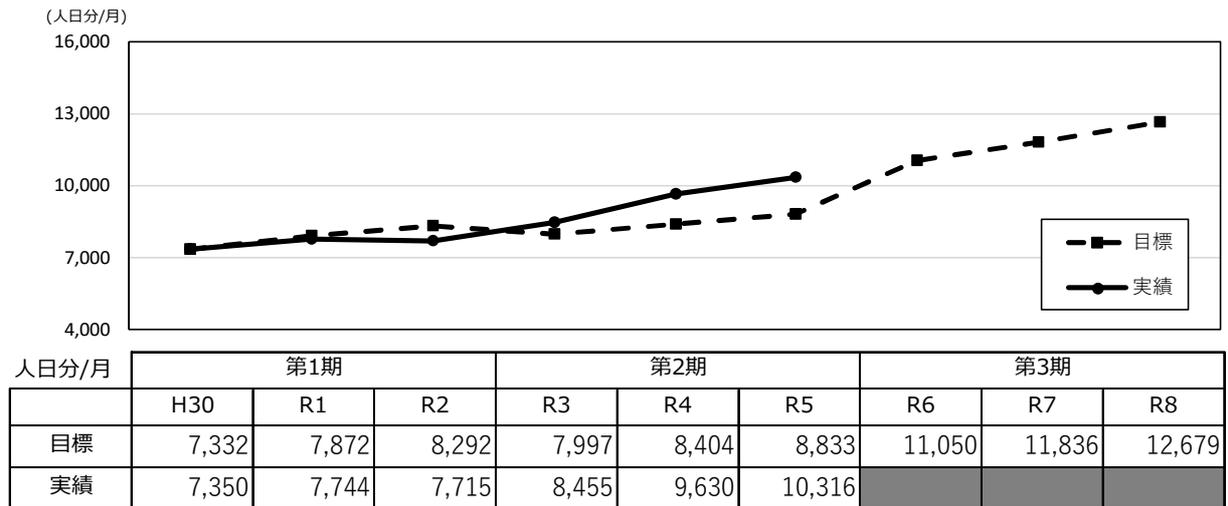
(注) 令和5年度は見込みの数値です。

② 放課後等デイサービス

学校教育法第1条に規定する学校（幼稚園及び大学を除く）に就学しており、授業の終了後または休業日に支援が必要と認められる障害児に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等の支援を行います。

【見込量の考え方】

これまでの実績と傾向をもとに必要な量を見込みます。



(注) 令和5年度は見込みの数値です。

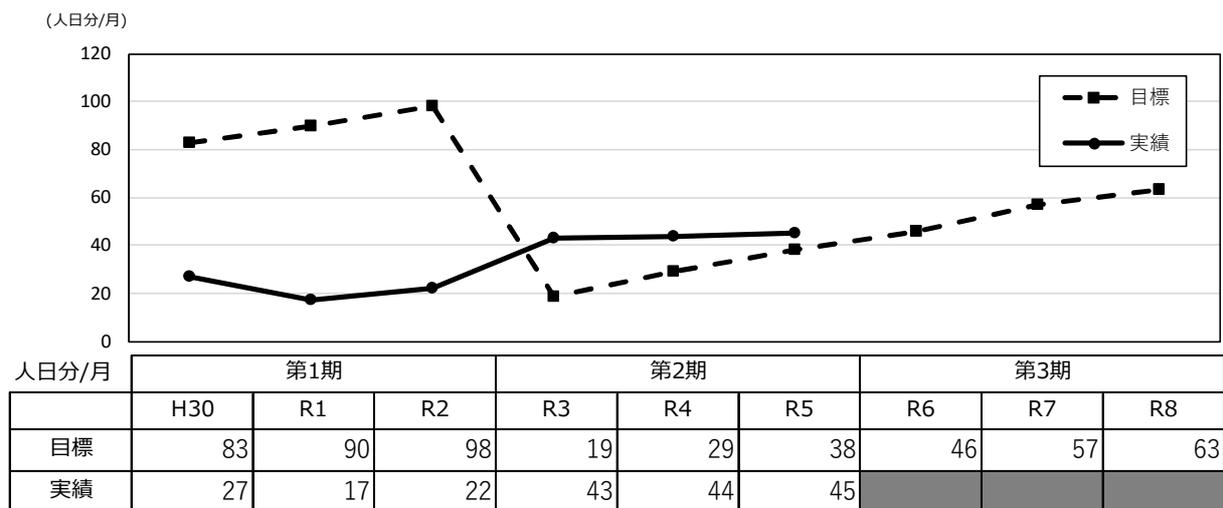
③ 保育所等訪問支援

保育所等（※）の施設に通っており、当該施設を訪問して専門的な支援が必要と認められた障害児に、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。

※保育所その他の児童が集団生活を営む施設として厚生労働省令で定めるものが対象です。具体的には、保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校、認定こども園等が含まれます。

【見込量の考え方】

これまでの実績と傾向に加え、事業所の受け入れ可能人数を勘案して必要量を見込みます。



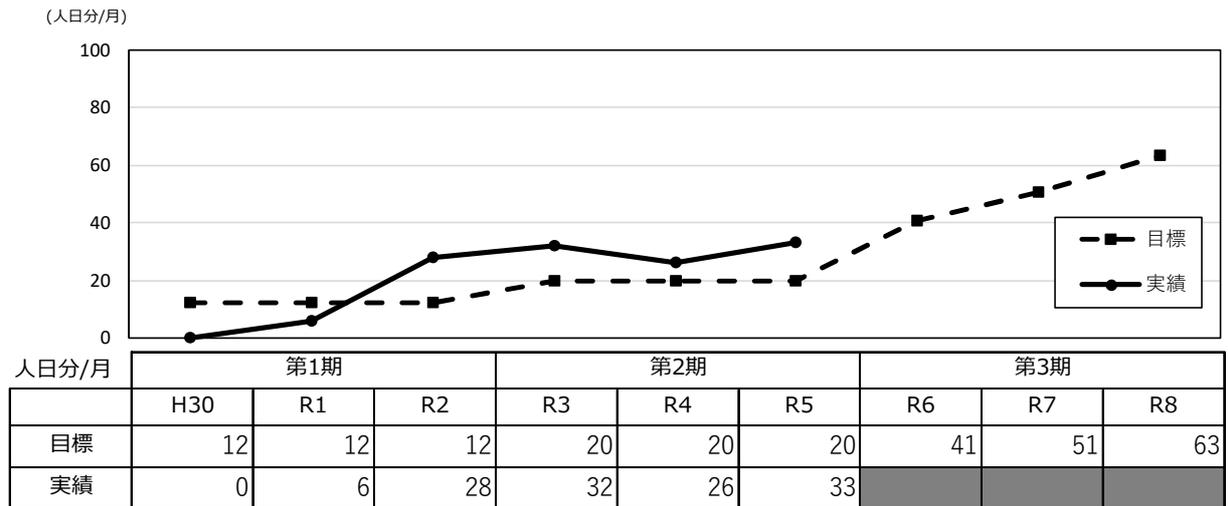
(注) 令和5年度は見込みの数値です。

④ 居宅訪問型児童発達支援

重症心身障害児等、重度の障害があり、児童発達支援等の障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援を実施します。

【見込量の考え方】

これまでの実績と傾向をもとに必要な量を見込みます。



(注) 令和5年度は見込みの数値です。

《障害児通所支援サービスの見込み量（月間）》

種 類		第2期（実績）			第3期（見込み）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
①児童発達支援	サービス量（人日）	4,572	5,097	5,575	6,097	6,669	7,295
	利用者数	803	857	901	945	993	1,044
②放課後等デイサービス	サービス量（人日）	8,455	9,630	10,316	11,050	11,836	12,679
	利用者数	768	862	928	999	1,076	1,158
③保育所等訪問支援	サービス量（人日）	43	44	45	46	57	63
	利用者数	30	32	34	36	49	56
④居宅訪問型児童発達支援	サービス量（人日）	32	26	33	41	51	63
	利用者数	4	5	6	8	10	12

（注）令和5年度は利用見込みの数値です。

【障害児通所支援サービスの確保方策】

○令和5年9月1日現在、区内で障害児の通所支援サービスを提供している事業所は、児童発達支援 35 か所、医療型児童発達支援 1 か所、放課後等デイサービス 52 か所となっています。

○児童発達支援は、発達障害児への支援ニーズの高まりにより、利用実績が増加傾向にあります。放課後等デイサービスは、今後も利用者の増加が見込まれるなか、事業所数は増加しているものの、物件確保が困難等の理由により、地域による偏在が見られます。引き続き、民間事業所の新規参入を促して定員確保に努めるとともに、サービスの質の向上に向けた取組みを進めます。

○保育所等訪問支援は、多様な障害のあるこどもへの適切な発達支援の提供、地域全体の障害児支援の質の底上げに向け、江東区こども発達センターにおける取組みの拡大を図ります。

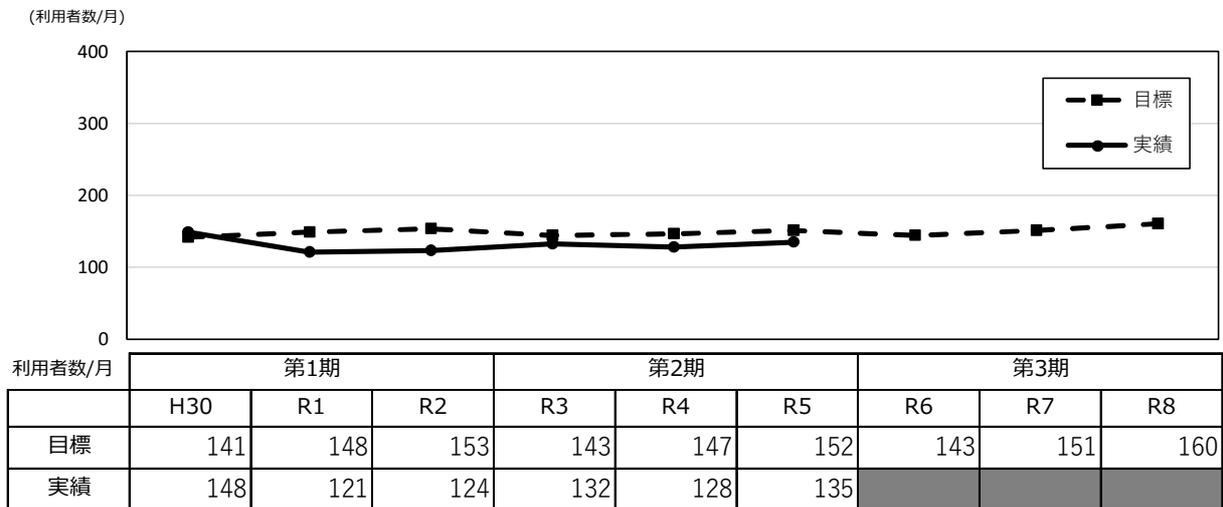
(2) 障害児相談支援

① 障害児相談支援

障害児通所支援を申請した障害児について、利用する障害児通所支援の種類及び内容等を記載した障害児支援利用計画の作成、障害児通所支援の利用状況を検証し、その結果及び心身の状況等の事情を勘案した障害児支援利用計画の見直しを行うことにより、障害児の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援を行うものです。

【見込量の考え方】

これまでの実績と傾向をもとに必要量を見込みます。



(注) 令和5年度は見込みの数値です。

《障害児相談支援サービスの見込み量（月間）》

種 類		第2期（実績）			第3期（見込み）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害児相談支援	利用者数	132	128	135	143	151	160

(注) 令和5年度は利用見込みの数値です。

【障害児相談支援サービスの確保方策】

○障害児相談支援については、保護者の希望によりセルフプランとしている場合も多ありますが、必要に応じて障害児相談支援を利用できるよう、引き続き事業者の確保に努めます。

